

ルールを知って

“楽しく”働こう

ぜひ知っておきたい「労働法のあらまし」

作成：山形県雇用対策課

発刊：平成27年12月

目 次

1 職場との出会い

(1)労働契約（雇用契約）	1
(2)労働条件	2
(3)労働組合	2

2 職場のルール

(1)就業規則	3
(2)労働時間、休憩時間、休日	4
(3)差別的取扱いの禁止と女性労働者の保護	5
(4)女性労働者の保護	5

3 給与の内訳

(1)賃金	7
(2)控除されるもの	8

4 職場での安全

(1)健康診断	12
(2)労災保険	12

5 生活とのバランス

(1)年次有給休暇	14
(2)育児と介護	15

6 職場との別れ

(1)退職	17
(2)解雇	17

7 さまざまな働き方

(1)期間の定めのある労働契約	19
(2)パートタイム労働	20
(3)派遣労働	20
(4)有期労働契約の終了	21

8 相談窓口

(1)労働問題全般	22
(2)事業主への指導・監督	23
(3)個別労働紛争のあっせん	24
(4)社会保険関係	24
(5)その他	26

はじめに

この紙面は、会社に就職された皆さんが、「生活」とのバランスを図り、楽しく仕事をされていくことを願って作成したものです。

楽しく働いていくためには、「働くときのルール」を知ることが第一歩となります。

そこで、「労働法（注）のあらまし」について、下図に沿ってわかりやすく説明します。

なお、疑問に思ったことは、家族の方、職場の方、学校の先生、最後に掲載する「相談窓口」などに相談してみてください。

（注）「労働法」という名前の法律はありません。労働基準法をはじめ最低賃金法、雇用保険法、育児・介護休業法など、労働問題に関する法律をひとまとめにして「労働法」と呼びます。

図：就職から離職まで

正規社員・正社員の場合	パートや派遣など場合の特記事項
<p>I 就職に当たって</p> <ul style="list-style-type: none"> ○求人応募 ⇒ 採用試験 ⇒ 採用の内定 ○労働契約（雇用契約）の締結 → 労働条件の確認 <p>II 職場で</p> <p>1 働くとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就業規則の確認 → 労働時間、休憩時間、休日 ○女性労働者の保護（妊産婦、育児時間、産前産後休業など） <p>2 給与をもらったら</p> <ul style="list-style-type: none"> ○賃金（給料、時間外手当、通勤手当など）の明細確認 ○支給額から控除（差し引き）されるものの確認 <ul style="list-style-type: none"> ①税金（所得税、住民税） ②社会保険料（健康保険、厚生年金保険、雇用保険） <p>3 健康と安全に注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ○義務とされる「健康診断」 ○仕事でのケガ、病気になったら「労災保険」 <p>III 生活とのバランス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年次有給休暇の取得 ○子育てのときは「育児休業」、「子の看護休暇」 ○親など家族の介護のときは「介護休業」、「介護休暇」 <p>IV 離職のとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いろいろな退職（自己退職、合意解約、契約期間の満了） ○使用者から告げられる「解雇」 	<p>●「労働契約書」や「労働条件通知書」に契約期間（雇用期間）が明示されます。</p> <p>●社会保険料は、徴収されない場合があります。</p> <p>●育児休業、子の看護休暇は取得できない場合があります。</p> <p>●介護休業、介護休暇は取得できない場合があります。</p> <p>●「解雇」のほかに、更新拒否による「雇止め」があります。</p>